

フリマアプリが狙われている!?

—トラブルの解決は当事者間で—

フリマアプリ
は
個人間取引
です



相談事例1

フリマアプリでライブチケットを購入した。相手から、購入の条件として受取評価を先にするように指示された。入金して直ぐに受取評価をしたが、チケットは届かず、相手との連絡も取れなくなってしまった。(20代 女性)

相談事例2

SNSで簡単にお金もうかる副業を見つけた。業者から「私が利用している取引ツールは高額だが、このツールを使用すれば確実に儲かる。」と言われ、代金の支払いをフリマアプリ内で架空の商品の取引をするように指示された。カード決済し、即日に受取評価をしたが、副業はまったくもうからない詐欺だった。(10代 男性)

このような場合は注意が必要です!

- 発送等の条件として、受取前に出品者の評価をするよう持ちかけられる。
- フリマアプリ外で成立した取引の支払手段として、フリマアプリの決済システムを利用するよう持ちかけられる。



アドバイス

- ☞ フリマアプリは個人同士の取引です。トラブルが起きた際は、原則として当事者間で解決するよう求められることを理解しましょう。
- ☞ フリマアプリを利用する際は、規約や初心者ガイドで、取引ルールやトラブル時の対応などについて確認しましょう。
- ☞ 商品到着後、購入者が受取評価をすると出品者に代金が支払われます。必ず商品をよく確認してから受取評価をしましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日も電話相談可)
吉富町 0979-33-7051 (毎週火・金曜日9時~16時 閉庁日を除く)
上毛町 0979-33-7052 (毎週火・金曜日9時~16時 閉庁日を除く)
※閉所日や閉所時間、相談中など相談員が電話に出られないときはそれぞれの役場へ転送されます。福岡県消費生活センターもご利用いただけます。